

平成二十八年四月一日付け広島県報（号外）第二十三号に登載の広島県公営企業管理規程第一号（企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程）の一部を次のように訂正する。

企業局企業総務課長

ページ	行	誤	正
—	一〇	<p>第三条第二項中「職員の」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を、「同じ。」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を加える。</p>	<p>第三条第二項中「職員の」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を、「同じ。」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を加える。</p> <p>第五条の表本庁の項支給額の欄中「九万五千円」を「十万円」に、「七万円」を「七万五千円」に改め、同表広島県広島水道事務所の項支給額の欄中「七万円」を「七万五千円」に改める。</p>